

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(横須賀税務署長)

平成28年8月10日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・横浜地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年2月3日判決、本資料266号-13・順号12791)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
処分行政庁	横須賀税務署長
	田中 敏法
同指定代理人	尾江 雅史
	高橋 富士子
	福場 賢
	高橋 直樹
	平山 未知留

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 横須賀税務署長が平成26年12月5日付けで控訴人に対してした平成23年分所得税更正処分のうち総所得金額210万9591円、還付金の額に相当する税額44万4450円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 横須賀税務署長が平成26年12月5日付けで控訴人に対してした平成24年分所得税更正処分のうち総所得金額183万5740円、還付金の額に相当する税額51万5150円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 横須賀税務署長が平成26年12月5日付けで控訴人に対してした平成25年分所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額198万7085円、還付金の額に相当する税額50万6371円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、A事務所に所属しB基地に勤務しており、同基地に勤務していない日又は時間帯において猟銃等の製造・販売に係る業務(以下「本件製造等業務」という。)及び鋼材の鍛錬を行う鍛冶に係る業務(以下「本件鍛冶業務」といい、本件製造等業務と併せて「本件各業務」と

いう。)を行っていた控訴人が、本件各業務に係る所得(損失)が事業所得に該当するとして上記事務所に係る給与所得と損益通算した上で、平成23年分及び平成24年分の所得税並びに平成25年分の所得税及び復興所得税(以下「所得税等」という。)の各確定申告をしたところ、横須賀税務署長から、本件各業務に係る所得は、事業所得(所得税法27条1項)に該当せず雑所得(同法35条1項)に該当して損益通算は認められないとして、上記各年分の所得税又は所得税等の各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)を受けたことから、本件各更正処分は憲法14条、22条に違反するなど主張して、被控訴人に対し、本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

2 原審は控訴人の請求をいずれも棄却し、控訴人が控訴した。

3 本件各更正処分等に係る経緯、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張並びに本件各更正処分等の根拠は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決5頁23行目の「納税は」から同5頁25行目の「反する。」までを「ある者には経費を認め、ある者には経費を認めないという税法の規定は、憲法14条1項に反する。」に改める。)

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求にはいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原判決8頁10行目冒頭から同頁18行目末尾までを次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

「(2) また、控訴人は、ある者には経費を認め、ある者には経費を認めないという税法の規定及びこれに基づく本件各課税処分は憲法14条1項に違反すると主張する。控訴人の主張は、所得税法69条1項が、事業所得については他の所得との損益通算を認めているのに、雑所得についてはこれを認めないのは、憲法14条1項に違反するとの主張に理解される。

しかし、憲法14条1項は合理的な理由のない差別を禁止する趣旨であるところ、所得税法が雑所得に損益通算を認めないのは、雑所得は典型的な所得分類に入らない所得を包括する分類であり種々の態様のものを含んでいるものの、全体としてみた場合は必要経費がほとんどかからないか、かかっても収入を上回らないものが大部分であって、これについては損益通算の実益がなく、また、支出を伴うものについても、家事関連的な支出が多く、雑所得について損益通算ができるとする場合にはかえって本来の所得計算のあり方に混乱を招くおそれがあることを考慮したものと解される。そうすると、このような雑所得の事業所得などとの性質の違いを理由とする上記の取扱いの区別は、その立法目的は正当であり、かつ、採用された区別の態様が当該目的との関連で著しく不合理であることが明らかであるとはいえないから、憲法14条1項に反するものではなく、本件各更正処分等も、憲法14条1項に反するものではない。」

2 以上によれば、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 見米 正
裁判官 中山 雅之